

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業

「国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する質問回答書

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	4	第1章	1	(10)	事業者への支払い	②「維持管理業務に係る対価」について、令和16年度から令和30年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省の単品スライド条項」で設計変更の対象になるでしょうか。 また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	別紙4リスク分担表の「番号45」及び「番号56」による分担を想定していますが、詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	14	第2章	6	(3)	設計企業の参加資格要件	②「次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。」とありますが、業務期間が1年未満の業務も実績となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	15	第2章	6	(3)	設計企業の参加資格要件	⑤「参加表明書等の提案内容に記載した配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、第二次審査提出書類の提出前においては、以降の手続きに参加をしないもしくは直ちに辞退を行うこと。」とありますが、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、同等の資格及び実績を有する技術者に変更することを担当部局まで通知することで、辞退を回避することは可能でしょうか。	第一次審査書類提出後、第二次審査提出書類の提出前においては、配置予定技術者の変更は認めません。 なお、提案書の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合で、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではありません。
4	実施方針	18	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成27年度以降に、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。また、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	道路法上の道路における工事であれば、前段、後段ともにご理解のとおりです。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	実施方針	18	第2章	6	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(開発建設部関係事務所を含む。)の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。」とありますが、地方整備局委託業務等評定要領に基づかない業務の場合はこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。 基づかない業務とは、具体的には「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督した実績」等のことです。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	18	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成27年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	18	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成27年度以降に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、情報BOX点検補修工事も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記工事についてコリンズ登録の入札参加資格区分は「維持修繕工事」で工種は「コンクリート構造物工」です。	コリンズで「点検」が含まれることが確認できる情報BOX点検補修工事であれば、実績として見なします。
8	別紙4	33			番号9	リスク分担表	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのような税制の変更を想定されているのでしょうか。	「サービス対価」の外税とした消費税率の変更による増加費用は近畿地方整備局が負担しますが、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とします。
9	別紙4	34			番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
10	別紙4	35			番号20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第2章4(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。
11	別紙4	35			番号20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	関係自治体への事業概要説明は実施済みですが、周辺住民への事業説明は未実施です。
12	別紙4	35			番号20	リスク分担表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	質問回答No.10を参照ください。
13	別紙4	36			番号34 番号35 番号36	リスク分担表	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	本事業を履行するために必要な一切の手段は事業者において自らの責任において定めて本事業を実施していただくものであり、ご質問の場合も原則として事業者の責任において対応していただくもので設計変更の対象とは考えておりませんが、当該移設作業の遅延が不可抗力によるものである場合については、リスク分担表36の補足説明に記載のとおり、協議に応じます。
14	別紙4	36			番号35	リスク分担表	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合の、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は国負担とします。

「国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する意見回答書

※【 】内を示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	4	第1章	1	(10)	事業者への支払い	割賦払い期間は施設整備期間と同期間(8年)もしくは10年を要望します。 「国への所有権移転後、令和16年度から令和30年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、貴局も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加します。8年もしくは10年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。また、割引率の低い、近年のVFM算出条件においては、割賦期間が短縮されることで、割賦手数料が削減されVFMが出やすくなります。	実施方針に記載のとおりとします。
2	別紙4	33			番号9	リスク分担表	税制変更リスクは事業者側ではコントロールできない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
3	別紙4	34			番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
4	別紙4	34			番号13,14	リスク分担表	不可抗力リスクは事業者側ではコントロールできない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。
5	別紙4	35			番号20	リスク分担表	住民運動に関するリスクについて、無電柱化事業そのものに対する住民反対運動等は事業者側ではコントロールできない事象ですので、発注者にてご負担いただきますようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	別紙4	35			番号21	リスク分担表	「電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者によりのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、協議の対象とするようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

「国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)」に関する質問回答書

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2) 移設対象施設に情報ボックスの記載がありませんが、情報ボックスの移設工事が発生した場合は、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書(案)	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	2) 移設対象施設「当該地下埋設物の管理者が移設を行い」とありますが、移設依頼文書の発出等の手続きは国にて実施して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書(案)	3	第1章	8	(1)	解体撤去・復旧・移設対象施設	府警設備である信号、感知器、管路の移設が発生した場合も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	府警設備に関する施設の移設については、本事業に含んでおりません。
4	要求水準書(案)	8	第2章	1	(3)	業務期間	「調査・設計業務の期間は、本施設の引渡予定日をもとに事業者が計画することとする。」とありますが、予定価格算出の際に設定した設計期間について入札公告で提示されるという理解でよろしいでしょうか。 また、例えば路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引続き実施する等といった業務期間短縮は可能という理解でよろしいでしょうか。	前段は、要求水準書(案)に記載のとおり、事業者で計画するものであるため、提示は行いません。 後段について、詳細は入札公告時に示します。
5	要求水準書(案)	11	第2章	1	(9)	土地への立ち入り等	1)「業務の実施に伴う植物の伐採、かき・さく等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失は事業者の負担とする。」とありますが、業務遂行に必要な場合は国と事業者と協議のうえ、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
6	要求水準書(案)	13	第2章	2		事前調査業務	「現況測量等を事業者の責任で行い」とありますが、測量は設計変更の対象となるのでしょうか。その場合、現況測量は3次元データの取得費用を見込んで頂く事は可能でしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	要求水準書 (案)	13	第2章	2	(1)	現地踏査	2)「情報BOX等の設置位置の確認結果については、下記の「地下埋設物確認表」及び位置等のわかる図面(測量成果)、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。」とありますが、情報BOX等の台帳類は事前に貸与して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	要求水準書 (案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	今回の電線共同溝は既存資料から想定すると、車道への管路配置が多く見受けられます。車道部における試掘が必要となった場合、復旧は仮復旧、本復旧のいずれをお考えでしょうか。	仮復旧を想定しています。
9	要求水準書 (案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘調査が「事前調査業務」に含まれておりますが、試掘に関する計画・管理を「設計企業」が担い、試掘および交通誘導警備員の配置は「工事企業」が担うことは可能でしょうか。	可とします。
10	要求水準書 (案)	13	第2章	3	(2)	設計条件の整理	2)「照明設備等の計画、舗装の形式」と記載がありますが、これに関連する景観整備について、国道事務所等の方針があればご教示願います。	景観に関しては道路付属物の色に関してのみ方針があります。
11	要求水準書 (案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	⑤管路部設計で「交差点縦横断面部については、開削工法以外の工法についても検討する」とありますが、検討により推進工法等の別工法が選定された場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
12	要求水準書 (案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	3)「交差点照明に関する詳細設計を実施する」とありますが、当該区間には交差点以外の単路部にも既設道路照明施設があります。単路部の連続照明の設計は対象外という理解でよろしいでしょうか。	対象範囲含め、詳細設計時に確認した上で、近畿地方整備局と協議願います。
13	要求水準書 (案)	14	第2章	3	(3)	BIM/CIM活用業務について	地上レーザー測量等の必要が生じた場合は、BIM/CIM実施の費用と同様に設計変更により計上という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
14	要求水準書 (案)	16	第2章	3	(4)	電線共同溝詳細設計	1)⑤～⑦において「応力計算が必要となった場合は、別途設計するものとする」と記載されていますが、別途設計となった場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書 (案)	17	第2章	3	(5)	DXデータセンターの使用	DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合の費用負担は近畿地方整備局及び事業者間で協議して決定するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書 (案)	17-18	第2章	4	(3)～ (7)	調整マネジメント業務 (設計段階)	(3)～(7)に設計を進めるにあたり各種関係機関との協議が記載されていますが、それぞれの機関に関する協議回数の想定はありますでしょうか。また、必要に応じ協議回数が増加した場合は設計変更の対象となるでしょうか。	前段については、協議回数の想定はありません。本事業を推進するために、事業者にて必要と想定する回数を実施してください。 後段については、近畿地方整備局と協議願います。
17	要求水準書 (案)	18	第2章	4	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「引込設備の設計を依頼する」とありますが、占用業者に設計を依頼するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書 (案)	18	第2章	4	(7)	道路標識、道路照明、信号等の計画調整	「道路管理者及び警察と調整を行う」とありますが、交差点として改良が必要となった場合は、交差点設計としての設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
19	要求水準書 (案)	1 【35】	第3章	1	(26)	BIM/CIM適用工事について	本工事は、BIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。詳細については、近畿地方整備局及び事業者間で協議し実施するとありますが、提案書等で提案が認められた場合は設計変更の対象でしょうか	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 (案)	46	第3章	3	(8)	交通安全管理(共仕第1編1-1-36)	3)①「ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。」と記載がありますが、配置人員等の変更が生じた場合は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	要求水準書 (案)	3 【56】	第3章	29 【3】	(2) 【(29)】	その他の特記事項	② 発生土は現場内利用を原則とし、それによらない場合は工事間利用(ストックヤード経由も含む)、再資源化施設(土質改良プラント)からの利用、土質改良及び再生材を活用し、極力新品材料の使用の抑制に努めるものとする。 現場発生土がCBR値が満足しないなど埋め戻しに不相当と考えられる場合の購入土は設計変更の対象でしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
22	要求水準書 (案)	64	第5章	1	(5)	業務の実施	2)「想定外の事態への対応」、3)「災害時・非常時の対応」は、設計変更の対象であると考えてよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
23	要求水準書 (案)	66	第5章	3	(1)	一般事項	「調整マネジメント業務(維持管理段階)」において、水道工事やガス工事等の近接施工により立会をした場合、費用は設計変更で計上するという理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
24	要求水準書 (案)	66	第5章	3	(1)	一般事項	維持管理業務でもBIM/CIM活用を実施する場合の費用について、設計業務や工事業務と同様に実施計画書に基づいた見積書を提出し妥当性を確認したうえで設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	近畿地方整備局と協議願います。
25	要求水準書 (案)	67	第5章	3	(3)	要求水準	6)「なお、これらの修正に伴う費用については、近畿地方整備局と協議して決定する。」と記載がありますが、当該費用は当初では計上せずに、設計変更を行うことで対応するものという理解でよろしいでしょうか。	当該費用は当初では計上しません。設計変更を行うかについては、近畿地方整備局と協議願います。
26	要求水準書 (案)	70	資料2			調査・設計業務、工事業務、工事監理業務の対象範囲	調査・設計業務の対象範囲として、電線共同溝を除く道路付属物等の中に、道路情報板の記載がありますが、道路情報板の更新等が予定されているという認識で良いでしょうか。また道路情報板の詳細設計が必要となった場合、設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	道路情報板の更新予定は想定していません。

「国道1号上鳥羽南電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する意見回答書

※【 】内に示す数値等は発注者側で追記した訂正内容を示す。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書 (案)	13	第2章	2	(2)	試掘調査	「試掘等が必要となった場合は、近畿地方整備局と協議し立会を求め実施するものとし、設計変更の対象とする。」と記載がありますが、工事等早期着手のため、当初計画から計上いただきますようお願いします。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。